

2018年2月定例会 本会議質疑と当局答弁

2018年2月定例会の本会議質疑が2月28日～3月6日まで行われました。日本共産党から7名の議員が本会議質疑を行いました。その質問と答弁を日本共産党市議団による音声をもとに文書化したものを紹介します。また、北九州市議会HPで中継録画がご覧になれます。正式には、6月議会で今回の議事録が公開されます。

2018年3月1日（木）

◎石田康高議員 代表質疑（90分）

- 1、市民に多大な影響をもたらす国政問題への対応について
 - ①安倍内閣が狙う9条改憲が、国民と市民に何をもたらすか
 - ②原発再稼働に対する市長の態度について
- 2、人口減と雇用対策について尋ねます。
 - ①減退する人口・雇用・市内経済活動の要因について
 - ②地域再生のため、今、何をなすべきかについて
- 3、国民健康保険の県単位化について
 - ①国の財政支援拡充を理由に、
一般会計の繰入金額を31億円も減額したのは何故か
 - ②県下自治体の保険料の均一化と、医療費抑制について
- 3、議案第65号・地方独立行政法人
北九州市立病院機構の定款等について
 - ①新八幡病院の診療機能の改善について
- 4、中小企業対策の内、住宅リフォーム制度について
- 5、公共施設マネジメントについて
 - ①使用料等の引き上げについて
 - ②計画推進は、情報公開と市民の理解を得ながら丁寧に進めるとしているが、その実態は真逆となっていること
- 6、折尾地区総合整備事業について
 - ①JR連続立体交差事業についてです。
 - ②本事業による活性化の肝、駅周辺の活性化策について
 - ③事業進展による安全対策について
- 7、（仮称）平和資料館について



石田康高議員への答弁

- 市長（憲法改定について）
 - （玄海原発について）
 - （人口減と雇用対策について）

(折尾駅高架化に伴う高架下の土地利用について)

■企画調整局長(人口減対策)

(公共施設マネジメント・使用料の見直しについて)

(計画策定段階から市民とともに推進する体制を、という点)

■保健福祉局長(国民健康保険の県単位化について)

■病院局長(市立病院の独法化について)

(新八幡病院の診療改善について)

■建築都市局長(住まいの安全・安心事業について)

■総務局長(平和資料館について)

<以下、第2質問以降の答弁>

■市長(憲法9条についての思いは)

■産業経済局長(高崎市の商店街空き店舗対策を何度も紹介してきたが、検討されたのか)

■産業経済局長(比較して、検討したのかと聞いている。お答えください)

■産業経済局長(高崎のことを学んだのか)

■産業経済局長(もっと素直になって検討すべきではないか)

■病院局長(市立病院の独法化、市立大学のように独法化でほとんど議会で論議できなくなるということはないように、について)

以上

2018年2月定例会 本会議質疑と当局答弁

2018年3月1日（木）

◎石田康高議員 代表質疑（90分）

私は、日本共産党市議団を代表して、市長に質問します。

最初に、市民に多大な影響をもたらす国政問題への対応について、尋ねます。

第1に、安倍内閣が狙う9条改憲が、国民と市民に何をもたらすか

2015年6月議会で市長は、安保法制に対する私の質問に対し、「我国の安全保障に係わる重要な法案であり、政府は国会で慎重かつ丁寧な議論をしていただきたい」「政府は法案の必要性や国民生活への影響などについても、広く国民に説明し、理解が得られるような手だても併せて考えていく必要があるのではないかと考えております」と答弁しました。

しかし、国会での議論は、答弁不能を含む審議中断が200回以上も繰り返えされ、広く国民に説明するどころか、過半数の国民の反対の声を無視し、審議不十分なまま、9月19日、採決を強行しました。

そして今日、憲法9条そのものを変えようとしています。

憲法9条に自衛隊を書き込むと、平和憲法は変質し、憲法違反の安保法制を憲法が容認することとなり、9条で守られてきた日本の平和も自衛隊員の命も奪われることとなります。

平和なくして国民の暮らしも、地方自治体の役割も守れません。

市民の命、安全、平和を守る責務を負い、憲法の遵守義務を負う市長は、9条改憲に、全市民の代表として異を唱えるべきであります。答弁を求めます。①

第2に、原発再稼働に対する市長の態度について尋ねます。

広島高裁は12月13日、四国電力伊方原発3号機の運転差し止めを命じる決定を下しました。

野々上裁判長は「阿蘇山（熊本県）の噴火で火砕流が原発敷地に到達する可能性が十分小さいと評価できない」などとし、火山災害による重大事故のリスクを指摘しましたが、高裁レベルの差し止め判断は初めてであります。

阿蘇山から伊方原発は130km、同じく玄海原発も130kmであり、玄海原発3号機の再稼働、4号機の再稼働も準備されている時、事故が発生すれば、本市に多大な影響をもたらす重大問題であります。

これまで市長は、「国民の多くが脱原発を望んでいることは心情的に理解しており、長期的に考えて原発依存度を低減させていく方向性が望ましい」「一方、国民生活や産業活動への影響を考えると、直ちに原発をゼロにすることは慎重な分析、対応が必要であり、自然再生エネルギーが、経済性や安定性において、すぐに原発に取って代わられるものではなく、原発を含むエネルギー政策は、国家運営の基本だ」と答弁してきました。

つまり、原発問題は国家が責任を持つものであり、政府の選択と国民への説明を見守るのが自治体の姿勢であるとの立場ですが、それで良いのでしょうか。

今年の夏、最も電気を消費するピーク時の使用量が、福島原発事故前の夏に比べて、約

15%減ったと言われており、減少幅は原発 26 基分に匹敵します。

原発がなくても電気は不足していません。

今こそ、放射性廃棄物の処理もできない現状を直視し、市民の命と健康を守るべき市長が、再稼働中止の意思を表明すべきです。答弁を求めます。②

さて、市長は本市の現状について、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による地方創生に取り組み、外国人観光客数や北九州空港の利用客数が過去最高となり、小倉都市部の商業地の地価が上昇に転じている。

洋上風力発電関連産業の総合拠点化、介護ロボットを活用した先進的介護の実証、北九州空港将来ビジョンの着実な推進など、本市の未来を切り拓く戦略的なプロジェクトが、今まさに「かたち」を見せようとしている。

今こそ、この流れを加速し、地方創生の成功モデルの実現を図り、「環境」と「ものづくり」という本市の強みを活かした産業振興を進め、「住みよさ」や「まちのにぎわい」を更に充実させ、市民の誰でもが安心して活力ある暮らしを送ることができる豊かな未来を築く時だと述べました。

そのために、本市が取り組むべきテーマとして、①にぎわいを創出し、新しいひとの流れをつくる。②魅力あるしごとを創出し、活力あるまちをつくる。③安心して子どもを生み育てることのできるまちをつくる。④誰もが安心して暮らせるまちをつくる。4つの柱を掲げ、2018年度予算案を提案しました。

2018年度予算案は、キャッチフレーズを「豊かな未来に向け、GO! GO!北九州市躍進予算」と銘打ち、一般会計 5,630 億 100 万円、前年度比 0.0%増、特別会計 4,019 億 9,290 万円、同 28.9%減、企業会計 2,407 億 3,938 万円、同 87.5%増、総額 1兆 2,057 億 3,328 万円、同 4.0%減としています。

市長が述べた本市の現状認識、進もうとする方向が、市民の期待に応えるものとなっているのか検証し、尋ねます。

最初に、人口減と雇用対策について尋ねます。

本市の日本人の転出超過は、2014年が 2,483 人、15年が 3,088 人、16年が 2,623 人、2017年も 2,248 人と 4年連続で全市町村（1,719）の最多となりました。

市長は1月31日の記者会見で、「かつて1万人超過という時期もあったが、最近では改善傾向にあり、市内に就職する若者の奨学金返済を支援する制度創設など、地方創生の取り組みを続けており、転入超過の目標は道半ばだが、ここ2年間の改善傾向を見ると、一定の成果は上がりつつある」「1年後には、社会動態をプラスにする目標に大きく前進する事を願って努力を続ける」と述べました。

本市の2016年と2017年の日本人の社会動態は、転入者は 23,604 人が 24,173 人に、転出者は 26,227 人が 26,421 人と、転入者は 569 人・2.4%増、転出者は 194 人・0.7%増で、様々な施策が一定、効果をもたらしているかに見えます。

一方、北橋市政スタートからの自然動態は、2007年の 1,058 人減が 2017年は 3,862 人減と 3.7 倍まで増加しています。

社会動態のプラスを目指し、自然動態の大幅減少を改善するためには、その要因を把握し、雇用対策の抜本的対策などが必要であります。

そこで、2点、尋ねます。

1点目は、減退する人口・雇用・市内経済活動の要因についてです。

北橋市政の下で、雇用、人口、工業、商業、市民所得はどう変化したのか。

当局は、新成長戦略による2013年度から2016年度の雇用創出実績が17,683人だと報告していますが、これは単純に新規雇用数を合計しただけであり、本市の雇用が増加しているわけではありません。

国勢調査による市内雇用数は、2005年の357,031人が2015年は342,050人へと、10年間で14,981人・4.2%減少しています。

発表されている統計資料で2007年から2014年の推移を見ると、製造品出荷額等は1,850億円・8.0%減、工業・現金給与総額は434億円・15.1%減、小売業販売額は1,773億円・16.3%減。

2007年から2015年の勤労者一世帯当たり年平均一ヶ月実収入は16,463円・3.6%減、2008年から2016年の一人当たり課税対象所得は、対納税義務者で48,000円・1.5%減。

その結果、人口は2018年1月末で960,047人となり、2007年から10年余で、37,430人・3.8%減少しました。

本市再生には、その要因を明確にし、適格な対策を講じなければなりません。

2015年2月、NTTデータ経営研究所が発表した「何故、人口流出超の大都市が増えているのか」の分析結果では、転出超の典型例は、北九州市、静岡市、浜松市、その共通要因は、「いずれも製造業が盛んな都市であり、製造業の海外移転を反映して雇用吸収力が低下した」「近隣に更に大きな都市があるため、進学・就職年代が転出超となっており、北九州市にとっての福岡市、静岡市にとっての東京圏、浜松市にとっての名古屋市がこれに当たる」と指摘しています。

指摘通り、本市大学、高校3月卒業者の市内就職率を2013年と2017年で比較すると、大学は23.3%が20.8%に、高校は60.9%が58.1%に減少しています。

又、データ九州による市内企業の2016年までの海外進出を見ると、安川電機68件、TOYO49件、山九31件、黒崎播磨・三井ハイテック17件、高田工業所7件、ゼンリン4件など、276件にもなっています。

国際貢献・交流は否定しませんが、海外進出による市内生産活動の縮小や、雇用吸収力の低下は看過できない重大なマイナス要因であります。

街の衰退を示すデータと、その要因について、市長の答弁を求めます。③

2点目は、地域再生のため、今、何をなすべきかについてです。

本市は、2015年10月策定のまち・ひと・しごと創生総合戦略で地方創生に取り組んでいますが、その進捗状況はどうでしょうか。

2016年度の総括では、「市内新規雇用者数は2019年度の目標20,000人に対し11,888人」、「小倉駅新幹線口年間集客数の目標300万人に対し344万人」「外国人観光客数の目標40万人に対し34.9万人」等は、順調に実績が上がっている。

一方、「市内大学生地元就職者数目標 1,200 人に対し 812 人」「首都圏からの本社機能移転等目標 30 社に対し 9 社」「本市への誇りや自信がある市民の割合は目標 80%以上に対し 58%」と、目標との乖離があり、今後、その要因の分析と共に、課題を整理し、新規取組の検討等、改善を図っていくとしています。

2018 年版住みたい田舎ベストランキングで、本市は総合部門とシニア世代部門で第 1 位となりましたが、市民一人ひとりが、その実感を持っているでしょうか。

地域再生と持続可能性は、人がそこに住み続けられるかどうかにかぎります。

そのためには、働く場があり、生活できる所得が得られ、保育や教育など子育て支援、高齢者福祉などの公共サービスが受けられる環境があるかどうかです。

本市の現状は、その全てが不十分と言わざるを得ません。

子育て支援、高齢者福祉も、国の削減計画に従うだけで、極めて不十分。

我党が提案してきた、ブラック企業対策や公契約条例の制定、小規模企業振興基本法や中小企業振興条例に基づく抜本対策や、中学 3 年生まで乳幼児医療助成制度の拡充、高齢者福祉の改善など、市民の願いに応える計画に転換すべきです。

そして、人口と雇用の減少、地域経済の再生対策の基本を、雇用吸収力が一番高く、市民生活に欠かせない医療・介護・福祉分野、市内企業の 98%を占める中小企業分野の対策に重点を置くべきであります。答弁を求めます。④

次に、国民健康保険の県単位化について、尋ねます。

国民健康保険の財政運営責任主体を都道府県とする制度が始まります。

2018 年度、国の保険者への公費による財政支援は、財政調整交付金の実質的増額に 800 億円程度、医療費適正化への取組み等への支援額に 800 億円程度とされていますが、県は公費収入と福岡県全体の医療費を試算し、一人当たり納付金額、標準保険料率を本市に通知しました。

納付金額の激変緩和措置と、国費の余剰活用による調整後に示された一人当たり納付金額は 125,930 円となりました。

提案された 2018 年度本市国保会計予算は、県が行う納付金額上昇幅を 0%にする負担緩和措置により、保険料は据え置くこととし、保険料の法定軽減制度の改正、保険料賦課限度額の引き上げに伴い、一人当たり保険料を医療分 53,523 円、支援分 19,080 円、介護分 20,272 円と見込み、合計 120 円減額としています。

その結果、応益割保険料は、医療分、支援分、介護分合計で 4,270 円の引き下げ、5 月に決まる所得割での変動はあるものの、年収 200 万円・40 歳以上の夫婦・子供 2 人の給与収入世帯では 4,280 円の引き下げとなり、私の試算では、40 歳以上で所得割賦課世帯の保険料は、約 8,000 円の引き下げとなります。

そこで、2 点、尋ねます。

1 点目は、国の財政支援拡充を理由に、一般会計の繰入金額を 31 億 5 千万円も減額したのは何故か。

2017 年度の一般会計繰入金は 143 億 9,700 万円、その中には、法定軽減分、出産育児一

時金、職員給与費等、国の財政安定化支援事業が含まれており、保険料軽減などのための本市独自の繰入金は、30億4,426万円です。

2018年度予算の一般会計繰入金は112億4,700万円、内、保険料軽減などのための本市独自の繰入金は10億8,188万円で、19億6,238万円も削減しています。

削減をしなければ、一世帯当たり約14,000円の減額ができます。

保険料軽減に努力すると明言した市長の答弁を求めます。⑤

2点目は、県下自治体の保険料の均一化と、医療費抑制についてです。

都道府県化の最終目標は、県下自治体の保険料の均一化です。

しかし、所得水準、医療費水準が各自治体で異なるがゆえに、保険料に差が出るのは当然であり、均一化すれば、矛盾が激化します。

保険料の均一化を機械的に行えば、保険料の負担軽減のため一般会計の繰り入れをしてきた保険者の努力が、均一化の邪魔となる標的とされ、保険料の引き上げになりかねません。

更に、保健医療圏における医療資源の管理を担っている県が、医療費削減を目的に、病床数の削減を狙っていることは、これまでも指摘してきました。

加入者の命と健康を守ることは、自治体の責務であり、使命です。

その責務を無視し、県下自治体の保険料の均一化や、医療ベッドの削減を行えば、健康破壊にも連動します。

市民の命と健康を守るため、異議を唱えるべきです。答弁を求めます。⑥

次に、議案第65号・地方独立行政法人北九州市立病院機構の定款及び、55号・評価委員会条例について、尋ねます。

この議案は、市立医療センター、八幡病院、看護専門学校を独法化するためのものですが、様々な問題点を含んでいます。

我党は独法化により、議会の関与が大幅に後退し、空洞化する問題や、病院事業の改善に逆行する問題を指摘してきました。

議会の関与について当局は、「市立病院が担う医療等を明記する中期目標の策定、中期目標の達成に向けて法人が作成する中期計画の認可は、議会の議決が必要だ」「独法化後も、業務実績や評価結果を毎年度議会に報告し、これまでと同様、議会の御意見を伺いながら市立病院の運営をしていく」「予算、決算も、政策医療等の実施に必要な一般会計からの財政措置は、これまでと同様、議会で御審議をいただく」と答弁してきました。

あたかも、議会の関与は変わらないとの答弁ですが、そうでしょうか。

独立行政法人化により、議会の関与は大きく変わります。

第1に、予算、決算の議会議決は不要となり、法人が策定する中期計画・目標、業務実績の報告書が出るだけで、議会議論を通じて執行される病院事業への関与は極端に減少する。それは市立大学の独法化以降の実態が証明しています。

第2に、小児救急センター、医療センターの周産期医療など、本市の優れた医療体制は、議会議論と関与が病院行政を動かしてきたものである。

第3に、独法化は、柔軟で機動的な病院運営が可能な仕組みであり、職員の働きやすさや

モチベーションの向上が図れると言いつつ、賃金を含め、労働条件の改悪が前提となっており、実態は真逆です。

病院はマンパワーが最も求められる職場であり、医療スタッフ不足を解消し、労働条件を改善することこそ病院局の責務ではないのか、答弁を求めます。⑦

次に、新八幡病院の診療機能の改善について尋ねます。

2013年9月議会で我党は、新八幡病院の診療機能改善について、小児救急センターは、「看護単位の改善」「外来診療体制と100病床の確保」「救急処置室の改善」、病院全体は、「手術室、集中治療室等の配置場所、CT検査室の配置改善」「駐車台数の拡大」「医療スタッフの確保」等、6項目を提言しました。

病院局長は、その提案を前向きに検討すると答弁してから4年半が経過し、新病院の開業も近づきましたが、検討結果はどうなったのか。

又、要望していた「総合療育センター等との連携」「国立成育医療研究センターを参照にした小児科病棟」「図書室と医療図書の配本、図書司書の配置」「CT検査室の救急フロアへの配置」について、答弁を求めます。⑧

次に、中小企業対策の内、住宅リフォーム制度について尋ねます。

新年度予算案に、空き家の増加を抑制するために、耐震性を有する既存住宅を購入、又は賃借し、自ら居住するために実施するエコ、子育て、高齢化対応のリフォーム工事に特化した「住まいの安全安心・流通促進事業」をとして4,000万円が計上されました。

耐震改修補助は別事業で本事業と併用可能ですが、従来のリフォーム制度から見ても、制度適用はより制約されます。

2016年度、補助件数2,192件、補助額1億8,566万円で42億2,645万円の総工事費、波及効果22.8倍をもたらした本市の住まい向上リフォーム促進事業と比較し、カバーできない事は明確であります。

中小企業対策の一環として2011年6月議会での議会議決に基づき5年間実施してきた住宅リフォーム制度の評価と共に、リフォーム全体に使える制度に改善すべきです。答弁を求めます。⑨

次に、公共施設マネジメントについて、2点、尋ねます。

1点目は、使用料等の引き上げについてです。

我党は、昨年9月、12月議会で、公共施設使用料等の引き上げは、市民負担を大幅に増やすもので、「公の施設に対する自治体の責務」「公平性を理由に利用する者に負担を押し付ける事の間違い」「年長者減免の見直しは、これまでの減免目的の趣旨をゆがめるもの」と指摘し、撤回を求めました。

ところが今年2月9日、各常任委員会での報告資料が取りまとめられ、各施設毎の引き上げ案が示されましたが、様々な矛盾が露呈した内容となっています。

第1に、使用料等の引き上げにより、利用者数が大幅に減少する事が想定される施設もあ

り、利用者の拡大を目指す市の方針に反する。

第2に、住民の福祉増進を目的に設置された公共施設の利用を抑制する使用料等の引き上げは、公共施設の設置目的に反する。

第3に、高齢者減免制度を5割負担から3割負担へ見直しましたが、温水プールを健康維持のため月10回利用する高齢者は1,800円の新たな負担となり、利用回数を減らさざるを得ない方々が多くなり、減免制度の趣旨に反する。

第4に、市民に丁寧に説明し、理解と協力を求めると言いながら、パブリックコメントに寄せられた227名の市民と団体から361件の意見以外は、市民説明会、講演会での参加者は、延べ29回873人に過ぎません。

市民の理解を得る取り組みも不十分、その一方で下関北九州道路建設や赤字の大型箱物への税金投入を続けるのでは、更に、市民の協力は困難であります。

指摘した問題点について、答弁を求めます。⑩

2点目は、計画推進は、情報公開と市民の理解を得ながら丁寧に進めるとしているが、その実態は真逆となっていることです。

計画の説明・推進を通じて、関係市民の意見・異議に対して、「もう決まったもの」と切り捨てはなりません。

さいたま市のマネジメント責任者・西尾真治氏は、その経験を論文としてまとめ、「迅速で効果の高い取り組みにつながる最大のポイントは、市民、議会、庁内にわたる合意形成である」「公共施設の老朽化を巡る状況は深刻であるが、「あるべき論」を振りかざすだけでは反対や抵抗を誘発し、結局、遠回りをすることになる」「取り組みの各段階において、常に「合意形成」に気を配り、市民と共に着実に推進していくことが重要である」と述べています。

つまり、計画を進める要は、計画を策定した後に市民の理解を求めるような後追いの取り組みではなく、計画の策定段階から市民に広くPRすると共に、計画の策定・実行のプロセスそのものに市民を巻き込み、市民と一緒に考え、市民と一緒に推進していく体制を作ることであると述べている事は、紹介してきました。

この優れた経験に何故、学ばないのか、答弁を求めます。⑪

次に、折尾地区総合整備事業について、尋ねます。

1点目は、JR連続立体交差事業についてです。

2017年度、人件費や資材単価高騰、施工条件による工法見直し等により、事業費が350億円から487億円に、137億円・39%もの異常な増額となり、折尾地区総合整備事業全体の2018年度予算が67億9,450万円計上されました。

内、JR連続立体交差事業は、40億7,980万円ですが、これまでも指摘してきたJRへの委託事業について、事業内容と金額が妥当なのか、是正すべき点はないのか、再検討、再協議をしてきたのでしょうか。

今議会に、JRへの委託事業の変更議案が提案されていますが、いずれも当初計画が精査されていれば変更をしなくても良い内容です。

改めて、JRへの委託事業の精査を要求し、答弁を求めます。⑫

2点目は、本事業による活性化の肝、駅周辺の活性化策についてです。

連続立体交差事業は、総額487億円に変更されましたが、JRの負担は47億円、一割以下であります。

これまでも指摘したように、本事業でJR所有となる高架下の土地は、駅前の一等地約1万6千㎡、短絡線跡地を含めれば2万㎡以上となり、その利用計画をJRに明らかにするように指摘してきました。

その後のJRとの協議状況、明らかになった内容、今後の方向について、答弁を求めます。

⑬

3点目は、事業進展による安全対策についてです。

新駅舎の完成は2020年度、街路事業も2025年度には当初計画は完了するとしていますが、その工事による道路構造や建物の移転等で、街が大きく変わり、新しい交差点や、主要道からの枝道路への進入道路も変わっています。

しかし、施設への案内板はあるものの、夜間照明もなく暗い場所が増加し、事故等を誘発しかねないと苦情も寄せられています。

全道路の点検と、改善を求めます。⑭

最後に、(仮称)平和資料館について、尋ねます。

本年1月11日に、(仮称)平和資料館の基本計画案が発表されました。

「市民の戦争体験や当時の暮らしを物語る資料等を保存・継承していく施設」「戦争の悲惨さや平和の大切さ、命の尊さについて考える機会を提供する施設」をコンセプトとし、「戦時下の市民の暮らしや戦後、復興を果たした“まち”の姿を伝える」「市民の戦争体験や当時の暮らしを物語る資料等、戦争の記憶を“うけつぐ”」「北九州の戦争の記憶に触れて、ふるさとを愛する気持ちを“はぐくむ”」「人々の交流の輪、資料館の活動・魅力を“ひろげる”」を目指すとしています。

施設規模・構造は、約800㎡・RC造・平屋建て、2018年度に設計業務、2019年度に着工し、開館時期は工事の進捗状況で判断するとしています。

基本計画案を評価した上で、改善すべき機能について、提言します。

一つは、戦後の日本を象徴する憲法を、子供たちの教科書を含め、国民に伝えられてきた史実を、当時の資料を集めて、展示する事。

二つは、京都市の立命館大学国際平和ミュージアムの施設を参考に、平和のTシャツやバッジなどの制作・展示・販売、そして、図録「放射能と人類の未来」や、平和を損なう戦争が何故、起きたのか、国際的に認知された史実を、多くの市民が学べる場所にする事を求め、最初の質問を終わります。⑮

石田康高議員への答弁

■市長

(憲法改定について)

まず憲法改正の問題。日本国憲法は昭和22年5月3日に施行され、70年以上が経過した。これまで国防、安全保障、国民の権利・義務など様々な論点において議論が行われてきた。憲法に対して様々な立場から様々な主張が唱えられ、議論が深まることは民主主義の原則からしても好ましいことではないかと思っている。

またそうした個々の主張がありながらも、憲法のあり方については最終的には国民一人ひとりが判断するものだ。国における憲法論議の内容があらゆる機会を通じて国民によく周知され、国民的な論議につながることは否定すべきものではないと思う。

憲法9条の議論はいうまでもなく、国民にとって極めて重要なものだ。国においては憲法論議の内容があらゆる機会を通じて国民に周知され、改憲の必要性や国民生活などへの影響について広く国民の理解が得られるよう取り組みを進めていただきたいと考えている。

市長という立場にある自分としては、憲法99条にある通り、公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うとの規定を遵守すべき行動規範と受け止めている。従って、憲法が掲げる国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の3原則を尊重し、かつこの原則に従って市政運営の職責を果たしてまいりたいと考えている。

(玄海原発について)

これまでも議会で答弁してきたとおりだが、福島原発の事故を経験して国民の多くが脱原発を望んでおり、長期的に見た場合原発依存度を軽減させていく方向が望ましいのではないかと、このように考えている。ただ一方で、国民生活や産業活動に与える影響を考えると、直ちに原発をゼロにすることは慎重な対応が必要であること、原発の代替エネルギーとして期待される再生可能エネルギーが、経済性、安定性においてすぐに原発に取って代わるものではないこと、以上は事実だと考える。

政府が策定した新たなエネルギー基本計画においては、できる限り原発依存度を低減させていくとして、原子力規制委員会が策定した新規規制基準に適合する原発については再稼働するとしている。12月に出された広島高裁の四国電力伊方原発3号機の運転差し止め決定についても、政府は原子力規制委員会の判断を尊重する方針に変わりはないとしている。

玄海原発3、4号機については、昨年1月、原子力規制委員会が新基準に適合しているとの正式決定をした。その後、玄海町、佐賀県も再稼働への同意を表明した。さらに3号機についても今月中の再稼働をめざし現在作業が進められている。電力会社は引き続き国の検査に真摯かつ丁寧に取り組むとともに、安全確保を最優先に、工程にとらわれることなく慎重に進めていくとしている。

一方本市では万が一、原子力災害が発生した場合を想定し、国や県と協力して情報収集、放射線モニタリング、市民への広報、他都市からの避難者の受け入れなどを行うことなど、地域防災計画のなかで定めている。今後も政府においては、原発の安全性の確保はもとより、国民への説明を十分行い、理解が得られるよう努めていただきたいと考える。

また事業者である電力会社においては、安全確保を第一に万全を期していただきたいと考えている。

(人口減と雇用対策について)

ご指摘のデータについては本市のみの傾向ではなく、全国的な生産年齢人口の減少、労働

集約型産業から資本集約型産業への移行、グローバル化が進むことによる製造品の現地生産の進展、ネット通販などEC市場の拡大による小売業販売額の減少など、全国共通の傾向として右肩下がりとなっており、様々な要因があると考えている。

中でも生産年齢人口の減少は、我が国全体の構造的な問題であり本市の企業誘致や地元企業の経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、労働生産性の向上が本市産業政策の最重要課題となっている。このような中、産業政策においては市域の強みを生かして、成長が期待される分野に積極的に取り組むことが肝要だ。

企業誘致では平成25年度から28年度までで、IT先端産業をはじめ153件の新規立地、増設、約795億円の設備投資、2785人の雇用創出などの効果を生み出している。特にIT産業は、ますます拡大する需要や新しい技術サービスに対応できる技術者が不足する事態となっている。中でも首都圏においては、人材不足が深刻化しており、地方に進出する企業が増えつつある。

これに着目し、本市では人材確保を支援するため沖縄、山口を含む九州一円の高専、大学など毎年30校以上に訪問活動を行い、市内だけでなく周辺地域も含めた学校との関係構築に取り組んでいる。この取り組みにより本市に進出したIT企業から、首都圏と比べ優秀な人材がより多く確保できていると、そういう評価もいただいている。

またロボット、環境、エネルギーなど様々な分野の産業クラスターの形成については、介護ロボットを活用した先進的介護システムの創造や、風力発電関連産業の総合拠点化を進めている。特に洋上風力発電では、今年1月、ひびきウインドエナジー株式会社と基本協定を締結し、今後は同社と連携して響灘洋上風力発電事業の着実な実施と、地域貢献に関する具体的な取り組みを進めていく。

ものづくりに続く重要な産業である観光分野の取り組みとして、安川電機未来館、TOTミュージアムなどと連携した産業観光の推進、これは28年時の産業観光客数案57万4000人、前年と比べて2、7%の増加となっている。

また国際会議や大規模イベント誘致などのマイスの推進、平成28年の国際会議開催件数105件、これは初の全国第10位となった。インバウンド需要の取り込みなど、観光消費の拡大に向けた国内外のセールス強化、これは28年、29年度国外の旅行会社計282社を訪問しているが、こういう事業を進めている。

こうした取り組みの結果、本市の平成28年の外国人観光客の宿泊者数は前年比28・5%増の15万6000人だった。また小倉城、関門海峡ミュージアムなど主だった観光施設の外国人入場者数は、いずれも前年比約2倍となるなど飛躍的に伸びている。平成28年度の観光動態調査では、観光消費額は対前年比39・2%増の1418億円となった。

本市は依然として転出超過の状況が続いている。近年は改善が見られ一定の成果が上がりつつあると感じている。今後も、グローバル社会の劇的変化に弾力的に対応し、成長産業の育成や住よさの認知度向上など、オール北九州でこれまで以上のスピード感をもって取り組んでいきたいと考えている。

(折尾駅高架化に伴う高架下の土地利用について)

折尾地区総合整備事業は、折尾駅を中心とした既成市街地を学園都市や北九州学術研究都

市の玄関口にふさわしい地域拠点として再整備するため、連続立体交差事業、街路事業、土地区画整理事業を一体的に行うものだ。

このうち、連続立体交差事業では平成29年1月に鹿児島本線の架線切り替えが完了し、現在平成30年度末に予定している筑豊本線の高架切り替えに向けた駅周辺の工事などを進めている。

議員ご指摘の高架下については、鹿児島本線では折尾駅を中心に約580mの区間、筑豊本線では駅の北側約400mの区間があり、高架下だけでも新駅舎の構内及び高架の柱を除いた約1万6000平方メートルの空間が利用可能となる。これらの空間については、平成32年度、新駅舎の完成や高架工事及び土地区画整理事業の進展に合わせ、段階的に利用が可能となってくると考えられる。

現在、折尾駅周辺の高架工事等の進捗などにより、町に姿が大きく変わっていくにつれ、地元ではまちづくりに向けた期待が高まるとともに、高架下を含めた駅周辺の賑わいづくりや、地域全体の活性化などへの要請が寄せられている。本市としても高架下は、駅周辺に新たに生み出される空間であることから、町の賑わいに資する活用についてどのような方策があるのかなどを検討しているところだが、その活用については、用地の所有者であるJR九州との協議が必要だ。

そこで今回、JR九州に対して地域の経済活動や町の賑わいに資する活用などへの配慮、及び利用計画の早期公表について努力を要請したところだ。JR九州からは、事業完成後の将来的な姿を見据え、今後、具体的な検討を開始したいとの回答を得たところだ。

本市としても地域の声をしっかりJR九州に伝え、働きかけを強めていくとともにまちづくりに貢献できるような活用策を検討していきたいと考えている。

■企画調整局長

(人口減対策)

本市は、北九州市まち・ひと・創生総合戦略を平成27年10月に策定し、女性と若者などの定着により社会動態をプラスにしていき、地方創生の成功モデルを目指すための施策を盛り込み、取り組みを進めている。この結果、北九州空港の利用者数や外国人観光客数が過去最多となるなど、町に賑わいが増しているほか、本市の定住、移住の取り組みが全国紙などで紹介され、住みやすさの認知度が向上するなど成果が上がりつつある。

また、外国人を含めた人口の社会動態についても、平成27年度の戦略策定以降、転出超過の状況は約44%改善している。一方で、市内大学生地元就職者数や首都圏からの本社機能移転などについては、全国的に東京一極集中の流れが続いているが、目標達成に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えている。

ご指摘の中小企業支援についても、女性や若者の定着に向けて必要な施策であることから、地元企業の理解促進や人材確保のために、インターンシップや合同会社説明会を実施するほか、生産性向上のためのロボットなどの新しい技術の導入支援などを行っているところだ。

平成30年度予算においても、これまでの取り組みに加え市内企業への就職促進のための九州の大学生向け市内就職魅力発信事業や、第2新卒採用促進プロジェクト、地元中小企業

のさらなる成長を促すための中小企業成長加速化モデル事業などを計上している。

なお本戦略に定めていない施策についても、高齢者支援計画や元気発信子どもプラン第2次計画、などの分野別計画において市民の要望に応えるべく対応している。今後とも地方創生の成功モデルを目指すため、産官学金労言に住民の代表を加えたオール北九州の総力を結集し、戦略的に地方創生に取り組んでいきたいと考えている。

（公共施設マネジメント・使用料の見直しについて）

本市では市民の安全・安心を確保し、こどもや孫の世代が安心して暮らせる地域社会を築くため、市に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制を確立することを目的として、平成28年2月に公共施設マネジメント実行計画を策定し、40年間を計画期間としてマネジメントに取り組むこととした。

実行計画では施設の集約化と効率化、資産の有効活用などとともに利用料金の見直しを基本方針の一つとしている。これは本市の公に施設の多くにおいて使用料等の収入に対して、維持管理、運営経費の支出が超過しており、80%以上が市税収入等によって賄われているという現状を踏まえたものだ。

厳しい財政運営の中、今後、施設の老朽化が進み管理運営コストの増加が見込まれる。市に必要な公共施設においてサービスを持続的に提供していくためには、使用料や減免制度の見直しが必要だと考えている。今回の見直しにあたっては幅広い意見を聴取するため、多様な立場の外部有識者から構成される検討懇話会を設置するとともに、各自治総連合会で開催される会議での説明、各区での市民説明会、公共施設使用料のあり方を考える講演会を行い、延べ29回、973人の市民に説明しご意見をうかがうなど、丁寧に進めることを心掛けてきた。

こうした検討懇話会での検討状況や、市民説明会での議事録の概要についてはホームページに掲載するなど、情報公開を行ってきたところだ。施設運営にあたっては、効果的・効率的な視点から、例えば現在、午前、午後、夜間の貸し出し時間を1時間単位などに見直すことで、より多くの方が利用できるようにする、利用実態に即した貸し出し時間の設定、ヘビーユーザーに対して回数券の割引率拡大や、回数券、定期券等の導入などを行うことで、使用料の見直しによる負担を軽減する対策をとっている。

これらの取り組みによって施設の魅力向上や積極的なPRなどにより、利用者数の確保、増加に努めていきたいと考えている。

高齢者減免については、高齢者の健康維持増進や積極的な社会参加という目的から減免を行ってきた。本市は政令市で最も高齢化が高く、生産年齢人口の減少も続いている。この現状を継続した場合、世代間の負担の不均衡や公共サービスの提供に大きな影響が生じる可能性がある。10割減免で施設を利用されていた高齢者にとって、今回の見直しは新たな負担となるが、回数券の利用、割引率拡大や回数券、定期券等の新規導入なども、減免の見直しに合わせて行うこととしている。

公共施設を将来にわたり持続的に維持していくため、高齢の利用者の方にも一定の負担をいただくことについてもご理解をいただきたいと思っている。利益と負担による使用料や減免制度の統一的見直しは、本市では初めての取り組みだ。市民に負担をお願いするものだが、

公共施設におけるサービスを持続的に提供していくためには必要な政策でもあると考えている。

今後も利用者団体や市民への周知、説明などを丁寧に行い理解を深めていきたいと思っている。

（計画策定段階から市民とともに推進する体制を、という点）

公共施設マネジメント等の取り組みについては、平成26年2月に、行財政改革大綱を策定して以降、シンポジウムの開催や市民アンケート調査、地元説明会の実施などで公共施設マネジメントの考え方を示し、市民への周知を図るとともに意見を聞いて進めてきた。こうした結果や、議会などの議論も踏まえ平成27年11月に実行計画素案を公表し、その後各区において施設利用者や自治会関係者などに説明し意見を伺うとともに、パブリックコメントなどの意見をもとに平成28年2月に実行計画を策定したところだ。

実行計画では、計画推進にあたって広く市民に情報を公開し、施設利用者をはじめ市民との対話の中で意見をいただきながら調整を図ることとし、早い段階で説明会を開催するなど市民の理解を得ながら進めていくこととしている。このことから、公共施設マネジメントについては、実行計画策定後も説明会等84回、2114人の開催により市民の意見を聞くとともに、講演会2回、321人、パンフレット配布などを実施し市民周知を図っている。

現在、実行計画の進捗状況を的確に把握し、評価を行いながら取り組みを進めるため、平成29年3月に5か年行動計画を策定、公表し、PDCAサイクルにより実効性を確保するとともに、必要に応じて行動計画の見直しを図りながら進めている。また、実行計画の内容についても、公共施設を取り巻く環境の変化に合わせて適宜、見直しを図る必要があることから、10年間をメドに計画改訂を行うこととしその中間年度を節目として計画内容の見直しを行うこととしている。

今後ともマネジメントをすすめるにあたっては、施設利用者をはじめ市民の方々にわかりやすく説明するとともに、議会や市民の意見を取り入れながら丁寧に進めていきたいと考えている。

■保健福祉局長

（国民健康保険の県単位化について）

まず一点目は、一般会計からの繰入金金を削減しなければ、保険料を1世帯当たり約1万4000円削減できるのではないかとのご指摘だった。

国民健康保険の都道府県単位化の目的は、県が財政運営の責任主体となることにより、不安定だった市町村国保財政の安定化を図ることだ。また県単位化においては、被保険者の負担の公平性の観点から、県内保険料の均一化も進めていくこととされている。この財政の安定化と県内保険料の均一化を進めるため、昨年12月に策定された福岡県国民健康保険運営方針において、市町村は赤字とされる欠損補てん等を目的のための繰り入れ、これは例えば、保険料を下げるときの一般会計からの繰り入れだが、これを計画的に削減、解消していくこととされている。

また国の新たな財政支援、これは質問の中でも言われたが、全国で約1700億円とされ

ているが、これにより福岡県では平成30年度から3年間、市町村の実質的な財政負担が、制度改革前後で上昇することのないよう、納付金の算定において緩和措置を取ることを決定している。

これらを受けて本市では、被保険者の保険料負担に配慮して平成30年度の一人あたり保険料を、平成29年度と同額に据え置くこととした。実際に賦課される保険料で見ると、所得割率を前年度と同率とした場合、40歳以上の夫婦、子供2人、年収400万円というモデル世帯で見ると、年間の保険料が9200円、率で約2%下がる。また65歳以上の単身、年金収入100万円というモデル世帯で見ると年間の保険料が1040円、5.4%下がる。こういった見込みで、被保険者の負担は軽減している。

このように平成30年度予算においては、本市国保財政の安定運営と将来の県内の保険料の均一化を見据えて、国の財政支援や県の緩和措置を活用して赤字を補てんするための繰入額を削減し、財政収支の改善を図ることとした。

2点目の、国民健康保険の県単位化の中で保険料の均一化や病床数の削減をすれば、健康は愛にも連動する、意義を唱えるべきだ、という指摘だった。

福岡県では市町村間の一人あたり医療費の差が大きいというえに、各市町村の保険料が必ずしも医療費に見合ったものとなっていないという状況のため、保険料に格差が生じている。保険料の県内均一化にあたっては、福岡県の運営方針では納付金額の設定および医療費適正化などの取り組みを通じて、市町村の医療費水準の平準化などを図りながら、中長期的に行うこととされており、保険料の機械的な均一化を行うことはないと考えている。

また医療費の削減については、医療費が減れば市町村が負担する納付金が減り、最終的には被保険者の保険料負担も減るということから、本市としても医療費の適正化は収納率の向上とともに重点的に取り組むべきと考えている。このため今後も特定健診やがん検診の受診率向上、糖尿病などの重症化予防、こういったことに積極的に取り組んでいくこととしている。

ご指摘の通り、今後は医療支援の管理を担う県が国保財政の責任主体となるが、県が策定した福岡県地域医療構想の目的は、将来の医療需要の変化に対応しながら、患者の状態にふさわしいより良質な医療サービスを受けられる体制の構築で、病床数の削減を目的とはしていない。

また国保の県単位化に向けた福岡県と県内60市町村との協議の場である、福岡県国保運営準備協議会、この場においても病床数の削減については議論されていないので、現段階において本市から改めて意見を述べる考えはない。

■病院局長

(市立病院の独法化について)

まず市立病院の独法化について、予算、決算の議決が不要となり議会の議論を通じて執行される病院事業への関与は極端に減少するのではないかと、という点。それから、小児救急センター等優れた医療体制は議会の議論と関与が病院行政を動かしてきたのではないかと、という質問にまず答える。

市立病院の役割だが、市民の命と健康を守る重要な拠点だ。とりわけ小児救急を含む救急、周産期、感染症といった政策医療については、市立病院の重要な役割であり経営形態に関わらず今後も地域に必要な医療を提供していく必要があると考えている。

議会の関与についてだが、まず計画段階において市立病院が担うべき医療等を具体的に定めた中期目標の策定、地域目標の達成に向けて法人が作成する中期計画の認可にあたって議会の議決が必要となっている。市立病院の運営の基礎となる部分をしっかりとご審議いただくこととなる。

また独法化後においても、法人の業務実績や評価結果について毎年度議会に報告することになっており、これまで同様、議会の意見を伺いながら市立病院を運営していくことになると考えている。

病院事業と公立大学の法律上の違いだが、地方独立行政法人法では、公立大学については教育、研究の特性が考慮され、様々な特例が定められており、病院事業と大学では法律上の位置づけが異なっている。具体的には、法人が作成する中期計画については、病院事業では議会の議決が必要であるのに対し大学では議会の議決が不要となっている。法人の業務実績の評価についても、病院事業では市長が評価主体となって直接評価を行うことに対し、大学では附属機関の評価委員会が評価主体とされている。こういった違いがある。

こうしたことを踏まえ、市立病院については今後作成される中期計画において、法人が担うべき政策医療の種類・内容の他、各病院の診療方針、計画期間中の収支計画や資金計画などが具体的に明記されることになる。この中期計画の内容について、議会に説明し審議いただくことになる。

また業務の実績評価にあたっては、法人による自己評価、評価委員会の意見聴取など評価の各段階で議会に報告し意見を伺っていきたいと考えている。

政策医療に関して。小児救急、周産期などの政策医療については、これまで有識者会議等からの提言をもとに議会の意見を伺いながら、現在の市立病院の重要な役割だと認識している。こうした政策医療は不採算部門とされており、これまで同様、毎年度一般会計からの財政措置をいただきながら実施していくことになると考えている。そのため、政策医療については、先ほど述べた中期計画の審議や実績評価の報告に加え、財政措置の内容や実績等について毎年度、予算、決算議会でご審議いただき議会のご意見をしっかりとうかがうことになると考えている。

いずれにしても独法化後も、市立病院の役割、責任を果たしていけるよう引き続き議会のご理解とご協力をいただきながら、取り組みを進めていきたいと考えている。

(独法化後のスタッフの労働条件の改善について)

次に、医療スタッフの不足を解消し労働条件を改善することこそ病院局の責務ではないか、という点だ。

独法化後の職員の労働条件だが、優秀な人材を確保し地域に必要な医療を提供するうえで重要な課題だと認識している。そのため、他都市に先行事例をはじめ国や民間病院の状況等を詳しく調査するなど慎重に検討を重ねてきた。

このうち、職員の給与については地方独立行政法人法において、国、地方公共団体の職員、

民間病院の職員の給与等を考慮して定めることという、給与規定の原則が定められている。この原則を踏まえこれまで調査結果等を総合的に勘案した結果、独法化後の職員の給与は全国で142の旧国立病院を運営する国立病院機構の給与水準を基本とすることが適当であると考えている。

国立病院機構の給与水準は、全国の民間病院の給与水準を参考に決定されている。また他都市の独法化病院や、市内の急性期病院でも国立病院機構に準じた給与表を採用している病院が少なくない。このことから本市の独法化後の職員の給与水準を検討するにあたり指標となり得るものと考えている。

独法化後の給与制度については、こうした国立病院機構の給与水準を基本としつつ、人材確保の点から給与月額3%相当額を調整額として上乘せすること、法人に身分が移行することとなる職員に対する特段の経過措置を設けることなど、さらに職員のモチベーションの維持、向上の観点から、勤務成績が特に優秀な職員については、標準を上回る昇給をすること、病院の業績が特に良好な場合には年度末賞与を支給することなどを、法人固有の新たな制度として併せて導入したいと考えている。

いずれにしても職員の労働条件は、職員の代表者である労働組合との協議を進めながら決定していくものだ。独法化後の給与を含む労働条件は、すでに労働組合に提案し現在も協議を進めているところだ。今後も引き続き組合と誠意をもって協議を進めながら、決定していきたいと考えている。

(新八幡病院の診療改善について)

新八幡病院は救急小児医療の充実と強化をはかるとともに、災害拠点病院としての機能の強化を図ることとしている。まず、小児救急センターだが、外来の診察室を現在の5室から7室、救急処置室を4室から8室に増設し、救急救命センターと一体的な運用を図る。入院病床については、あらたにPIC、これは小児専用の集中治療室だが、これを8床設け重症患者の対応を向上させるとともに、全体として100人程度の病床を確保する予定で、こうした状況を踏まえたしっかりとした看護体制を作っていきたいと思っている。

次に、病院全体について、CTだが、一般外来の他救急エリア、手術室も配置する予定としている。駐車場台数については、現在の利用状況、将来の患者数見込みなどを踏まえ、約200台を整備する予定だ。

医療スタッフの確保、とりわけ医師の確保については小児医療の充実に向け、専門医を増員するとともにせいじんかについても大学医局への働きかけ、新病院のPRなどを通じて引き続き医師の確保に努めていきたいと考えている。

最後に、要望事項で3点受けていた。養育センターとの連携についてだが、八幡病院の意思の派遣、療育センターの医師との情報共有による治療方針の決定、療育センターのリハビリにつながる体制など、今後もさらに連携を図っていくつもりだ。

小児の療養関係についてだが、個室を18室から24室に増やすとともに、中庭を中心とした病棟で室内も十分な広さを確保しているほか、ファミリールームを設置するなど、子どもたちの憩いの空間の確保や家族とのだんらんの場の確保に努めることとしている。

図書室については、病院蔵書の入院患者への配本は現在でも実施しており、新病院でも継

続して実施したいと考えている。

いずれにしても新病院の建て替えにあたっては、八幡病院が基本理念として掲げる24時間、質の高い医療を提供し市民の安心、信頼、満足していただける病院を目指すとともに、医師、看護師等の現場スタッフにとっても働き甲斐のある新病院の実現に向け取り組みを進めていきたいと思っている。

■建築都市局長

(住まいの安全・安心事業について)

5年間実施してきた住宅リフォーム制度の評価とともに、リフォーム全体に使える制度に改善をという質問だ。

本市ではこれまで、エコや子育て、高齢化への対応を目的に住宅の断熱化やバリアフリー化などを行うリフォーム工事に補助を行い、地元活力による良質住宅ストックの形成と活用を促進してきたところだ。この補助事業は、平成24年度から平成28年度までの5年間で約9000件、約9億円の補助額に対し20倍となる約180億円の工事が行われ、バリアフリー化や環境配慮などの既存住宅の質の向上が図られるとともに地元経済対策にも資するものだったと考えている。

しかしながら平成28年10月に国の住宅ストック循環支援事業が創設されたことなどにより、本市のリフォーム補助事業は平成28年度で終了し今年度は実施していない。国の制度は、住宅政策の課題である既存住宅の利活用に加え耐震性能を有する住宅の省エネ性能を向上させるエコリフォームや、バリアフリー化工事などに対する取り組みを推進するものだった。

平成30年度は、国がリフォーム補助制度の予算要求を行っていないことから、本市において国の制度の趣旨を踏襲しつつ、本市の住宅が抱える課題に特化した新たな制度として予算計上したものだ。具体的には、空き家の増加の抑制や住まいの安全・安心の確保に重点を置き、補助対象を耐震性能を有する既存住宅を新たに購入、または賃借する方にしぼるとともに、エコや子育て、高齢化対応工事の中でも室内環境を整えてヒートショックを防止するなど、健康面にも寄与する工事に限定することとしたものだ。

今後の既存住宅の耐震化や断熱化、バリアフリー化などにより上質な住宅ストックの形成と活用の促進を図っていききたいと考えている。

(折尾駅連続立体事業でのJR委託工事の精査を改めてしてはどうか、について)

折尾地区総合整備事業のうち、連続立体交差事業では鉄道による市街地の分断や踏切による交通渋滞等の解消をはかるため、折尾駅周辺の鹿児島本線、筑豊本線、短絡線の3つの鉄道において、高架化を進めているところだ。平成29年1月に、鹿児島本線高架化への仮線切り替えを行い、大きな節目を迎えたところであり、この段階で過年度支出の精査、今後の必要額などの検討を行った結果、全体事業費を見直したところだ。

平成30年度予算編成にあっても、工事工程や方法の妥当性、安価な資材の選定等を精査し、平成30年度末に予定している筑豊本線の高架切り替え及び平成32年度の鹿児島本線の切り替えに向けた駅周辺の高架工事等を行う経費として、40億7980万円を計上

しているところだ。

加えて、J R九州とは毎月定例会議を開催し、工事の発注計画や進捗状況などについて協議を実施するなど、J R九州発注工事に対するチェックも行っている。今後も引き続き工程や事業費の執行管理を行うとともに、駅舎の建築工事や鹿児島本線の高架工事などにおいてJ R九州と協議を行いながら、工事費節減に努めたいと考えている。

（安全対策について）

折尾地区総合整備事業は、長期にわたる事業であり、折尾駅周辺の高架工事や道路整備の進捗などにより、駅周辺や沿道の店舗等の移転、工事に伴う進入路の変更など地域の生活環境に少なからず影響を及ぼすと思っている。そのためこれまでも工事による交通規制情報などについては、広報誌「ニュースおりお」や地域誌「ジャーナルきなみ」などでの情報発信に加え、自治区会など地域団体への会合での説明などを行ってきた。

また安全対策についても、駅前広場や駅周辺の照明灯の設置や増設、危険箇所への適切な防護柵の設置などを行ってきたところだ。

ご指摘の点については、折尾駅前の幹線道路であり日吉台・光明線をはじめとする事業実施中の道路について、再度安全点検をおこない必要に応じた対策を講じたいと考えている。今後とも引き続き、様々な機会をとらえて情報発信や事業内容などの丁寧な説明に努めるとともに、安全対策などについても地域のみなさんの声を聞きながら取り組んでいきたいと考えている。

■総務局長

（平和資料館について）

戦後70年以上が経過し戦争を知らない方が殆どとなる中で、戦争の記憶が風化していくことが懸念されている。そこで市民に戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝え、平和の大切さや命の尊さを考えるきっかけとするため、仮称・平和資料館の検討を進めて本年1月に建設場所や展示内容などをまとめた基本計画を策定した。

基本計画では展示について、市民から寄贈された資料等を基に戦争により大きく変わった市井の人々の暮らし、町の様子、北九州を襲った空襲の被害、原子爆弾と小倉、戦後復興を果たした街の様子、の3つをテーマにすることとしている。

このような戦前から戦後の北九州に関する展示を通して、来館者が当時の人々の気持ちなどに思いをさせ、平和の大切さなどを考えるきっかけとなること、また戦後北九州が復興を果たしたことを通して、町への誇りや愛着の心を醸成することにつなげていきたいと考えている。

そのため展示の趣旨とは異なる、議員ご提案の日本国憲法に関する特別の展示を行うことは考えていない。また立命館大学国際平和ミュージアムを参考にすべきとのご提言については、資料館では市民の戦争体験や当時の暮らしを物語る資料などを保存・継承するため、資料収集や展示の充実を第一としており、現時点ではTシャツ等の製作、展示、販売は考えていない。

さらに資料館では、来館者に本市の当時の人々の暮らしを学んでもらいたいと考えており、

広く平和についての国際的な史実を学ぶ場とすることも考えていない。来年度は、予算案を認めていただければ、基本計画に基づき設計業務に取り組むこととしている。戦争の悲劇や市民の暮らしを後世に伝える最後のチャンスととらえ、引き続き資料館の建設に向けて鋭意取り組みを進めていきたいと考えている。

<以下、第2質問以降の答弁>

■市長

(憲法9条についての思いは)

憲法9条は、様々なご指摘、評価、意見表明が専門家からも国民からもあるが、戦後の日本をめぐる内外の情勢の厳しい変化にも対応して、平和主義でやってこれたという意味において大きな役割を果たしてきていると、個人的には思っている。

■産業経済局長

(群馬県高崎市の商店街空き店舗対策を何度も紹介してきたが、検討されたのか)

空き店舗対策については非常に深刻な問題だと受け止めており、ことしもいろんな制度を拡充している。商店街以外にもいろんな補助制度を使えるようにとか、2階にも使えるようにとか色々な事業者のとの話をさせていただいているところだ。この1年間、わたしも事業者の方と密に連絡を取り合うようにして、3月も2度ほど、議会中ではあるが、チュウショウエンだとか、魚町、京町、且過の方たちと勉強会をやるようにして、事業者のことについては一生懸命取り組んでいるところだ。

■産業経済局長

(比較して、検討したのかと聞いている。お答えください)

他都市のことについても勉強した上でのことだ。

■産業経済局長

(高崎のことを学んだのか)

高崎の事例についても勉強したうえで、色々な事業者の方とお話をしたうえで、リノベーション事業であるような補助を使わなくてもできり色々な取り組みをしていて、若松や門司港のいま展開しているところだ。

■産業経済局長

(もっと素直になって検討すべきではないか)

もちろん、議員の皆さんからの意見についても真摯に受け止めて、そのこともくみとめたうえで、事業者のことは事業者にまず聞くことが大事だと思って、小倉の中小連をはじめ商工会議所の商工部会とも密に話をしたうえで、補助事業とかも取り組んでいるところだ。それ以外にも、何をしたいのかわからないという方にも、伴走型の支援をしようということ

も始めており、商業者に対する支援は真剣に取り組んでいる。

■病院局長

（市立病院の独法化、市立大学のように独法化でほとんど議会で論議できなくなるということはないように、について）

大学と病院事業では法律上の立てつけが異なる。その中で特に大きいのが中期目標の策定およびそれに伴う中期計画についてだ。これをしっかり議会でも論議いただきたいと思っているし、適宜適切に議会に報告したいと思う。

以上